

第3章 各種一覽表

【各種一覧表に関する説明】

この章では、許可申請類等を作成する際の参考となる一覧表がまとめられています。

1 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

許可申請等を行う際に必要となる提出書類が申請区分ごとに一覧表になっています。

2 確認書類一覧表

許可申請書等の内容を確認する際に必要となる書類が申請区分に分けて記載されています。

3 技術者の資格表

建設業法により定められている資格を一覧表にしたものです。建設業の業種に対応した資格、資格コード(「専任技術者証明書」の有資格区分を記入するのに必要)等に参照してください。

4 指定学科表

営業所技術者等の要件の証明を「指定学科＋実務経験」で行おうとする場合に、建設業の業種に対応した学科が記載されています。なお、営業所技術者等の要件については、第2章4の「2 営業所ごとにvを有していること」(21頁以下)を参照してください。

5 大臣・知事コード番号表

許可申請書等に記入する国土交通大臣コード及び山梨県知事コードが表になっています。

6 山梨県市町村コード番号表

許可申請書に記入する市町村コードが一覧表になっています。

7 建設業の業種・略号等一覧表

建設工事の略号、建設業の種類の名義等が記載されています。業種ごとの内容については第2章1の「表2 許可業種並びに建設工事の種類及び内容の例示」(10頁以下)を参照してください。

8 国家資格の試験実施機関一覧表

国家資格を取得する際、問い合わせ先となる試験の実施機関が資格区分ごとに一覧表になっています。

1 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表(正本・副本各一部ずつ作成)

	申請書及び添付書類	許可申請									2週間以内										30日以内										その他							
		1 新規	2 許可 可換 え新 規	3 般・ 特新 規	4 業 種 追 加	5 更 新	6 般・ 特新 規 十 業 種 追 加	7 般・ 特新 規 十 更 新	8 業 種 追 加 十 更 新	9 般・ 特新 規 十 業 種 追 加 十 更 新	常勤 役員 等 (経 営業 務の 管理 責任 者等)	常勤 役員 等 及 補 佐 者	営業 所技 術者 等	建設 業法 施行 令第 3条 に規 定す る使 用人	個人 の支 配人	健康 保険 等の 加入 状況 (加入 の有 無の 変更)	商号・ 名称	営業 所の 新設	営業 所の 廃止	営業 所(郵便 番号・ 住所・ 電話番 号)	資本 金	法人 の代 表者 交替	法人 の役 員等	法人 の役 員等 の氏 名等 (改姓・ 改名)	法人 の株 主等	株主 等の 氏名 等(改 姓・改 名)	欠格 要件 等 ※一部 2週間 あり	廃業	年度 報告 【営業 年度終 了後4 カ月以 内】									
	申請書及び添付書類																																					
	※1 提出書類以外に、別途確認書類が必要となります。																																					
	※2 許可(更新)申請書類は、本表の上から順に並べ、ホッチキス止めではなく、紐又はダブルクリップ等を用いて綴じてください。																																					
	※3 各証明書類は取得から3か月以内に交付のものが 必要です。																																					
	※ 4申請の際は、申請者の関係者で責任を持って受け 答えできる方、若しくは委任を受けた行政書士(申請者 の同席は不要)がお越しください(行政書士の補助者の 方等のみでは申請できません)。																																					
	建設業許可申請書表紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												
様式第二十二号の二	変更届出書										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	変更届出書(決算終了後)																													○								
様式第一号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												
別紙一	役員等の一覧表(注1)	△	△	△	△	△	△	△	△	△												○	○	○	○	○												
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)					○		○	○	○																												
別紙四	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												
様式第二号	工事経歴書(直前1期)	○	○	○	○		○	○	○	○																				○								
様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○		○	○	○	○																				○								
様式第四号	使用人数	○	○	○	○		○	○	○	○																				○								
様式第六号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	◆				○						◆	◆												
様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△	△	△	△	△	△	△				○	◆				○	○										●								
様式第十五号	貸借対照表(法人用)	○	○																											○								
様式第十六号	損益計算書(法人用)	○	○																											○								
様式第十七号	株主資本等変動計算書	○	○																											○								
様式第十七号の二	注記表	○	○																											○								
	事業報告書(株式会社のみ提出)	○	○																											○								
様式第十七号の三	附属明細表(注2)	△	△																											○								
様式第十八号	貸借対照表(個人用)	○	○																											○								
様式第十九号	損益計算書(個人用)	○	○																											○								
	定款(注1)	△	△	△	△	△	△	△	△	△																				●								
様式第二十号	営業の沿革	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												
様式第二十号の二	所属建設業者団体	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												
様式第二十号の三	主要取引金融機関名	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												
様式第七号の三	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○		○												●							
様式第一号別紙三	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												
様式第七号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○ (様式第七号及び別紙のうち、該 当するもの)									○																											
別紙	常勤役員等の略歴書										○																											
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書											○																										
別紙一	常勤役員等の略歴書											○																										
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		○																																			
様式第八号	営業所技術者等証明書	○	○	○	○		○	○	○	○			○						○																			
	指定学科に係る卒業証明書	△	△	△	△	▲	△	△	△	△			◇						△																			
	資格証明書写(原本を提示)	△	△	△	△	▲	△	△	△	△			◇						△																			
	監理技術者資格者証写	△	△	△	△	▲	△	△	△	△			◇						△																			
	大臣特認者の認定書写(有効期間内のもの)	△	△	△	△	▲	△	△	△	△			◇						△																			
様式第九号	実務経験証明書(注3)	△	△	△	△	▲	△	△	△	△			◇						△																			
様式第十号	指導監督の実務経験証明書(注3)	△	△	△	△	▲	△	△	△	△			◇						△																			
様式第十二号	許可申請者(法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○				◆	○					○	◆	○	◆	○														
様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	△	△	△	△	△	△	△	△	△				○					○																			
様式第十四号	株主(出資者)調査(注1)	△	△	△	△	△	△	△	△	△										○																		
	履歴事項全部証明書【商業登記簿謄本】(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○												
	成年被後見人及び被後見人に該当しない旨の登記事項証明書(注4) 【法人】 役員(監査役、監事等を除く。)及び令第3条に定める使用人 【個人】 申請者及び支配人	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	◆							◆																
	成年被後見人又は被後見人となされる者に該当せず、破産者で復権 を得ないものに該当しない旨の証明書(注5) 【法人】 役員(監査役、監事等を除く。)及び令第3条に定める使用人 【個人】 申請者及び支配人	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	◆							◆																
	県事業税の納税証明書(県税事務所発行)(注6)	○	○																											○								
様式第二十二号の三	届出書												△																○									
様式第二十二号の四	廃業届																												○									

【○は必須、△は申請者により必要、◇は追加及び変更のみ、●は変更があった場合のみ(健康保険等の加入状況は人数の変更のみを対象)、▲は前回申請時のコピーで可、◆は新任の場合のみ】

(注1)個人事業主は提出不要。

(注2)資本金が1億円以上の株式会社のみ提出。有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。

(注3)申請する業種について証明期間の各月ごとの証明が必要で(実務経験と指導監督の実務経験との重複のみ認められます)。

(注4)法務局及び地方法務局で交付。契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

(注5)本籍地の市区町村で交付。契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

(注6)法人の場合は法人事業税及び地方特別事業税、個人の場合は個人事業税について提出。

決算期末到来の場合は、法人等の設立等の届出書(県税事務所に提出したもの)の写または個人の事業開始等の届出書(県税事務所に提出したもの)の写を提出。

2 確認書類一覧表

【留意事項】

- 確認書類は原則提出となります(一部提示書類があります。)
- 「対象」の欄の「常」は常勤役員等(経營業務の管理責任者等)を、「営」は営業所技術者等を意味します。
- 「要否」の欄の○印は必要、△印は申請者により必要、×印は該当なし又は不要を意味します。

確認書類	対象	要否				摘要
		新規		新規以外		
		法人	個人	法人	個人	
住民票原本 (本籍記載、マイナンバー不記載のもの)	経営者	○	○	○	○	【法人】 役員(監査役、監事等を除く。)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人 【個人】 事業主、支配人
確定申告書控の写 (申請時直前のもの) (注1)	申請者	○	○	×	○	決算期末到来の場合は事業開始時における貸借対照表を作成。
	常・営	△	△	△	△	個人で確定申告をしている常勤役員等又は営業所技術者等について。※新規以外は提示。
確定申告書控の写 (必要年数分)	常	△	△	×	×	常勤役員等としての経験年数に個人事業主の経験を含む場合。取引上対外的に責任のある地位に在った期間が対象。(注2)(注3)
	営	△	△	×	×	営業所技術者等の資格要件として実務経験が必要な場合。
組織図、権限規程、及び辞令の写又は人事カード	常	△	×	×	×	常勤役員等としての経験に、執行役員経験、法人役員の補佐経験、または常勤役員等の補佐経験を含む場合(使用者による奥書証明必要)。
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、過去の稟議書等	常	△	×	×	×	常勤役員等としての経験に、執行役員経験または常勤役員等の補佐経験を含む場合。
支配人登記簿の閉鎖謄本	常	×	△	×	×	常勤役員等としての経験に、支配人経験を含む場合。
戸籍謄本又は抄本(注 B13)	常	×	△	×	×	常勤役員等としての経験に、個人事業主の補佐経験を含む場合(補佐経験者が事業主の3親等内であることが分かるもの)。
工事請負契約書の写(注4)	常	○	○	×	×	常勤役員等の経験としての証明期間(各事業年度1件以上)
	営	△	△	×	×	資格要件として実務経験が必要な場合(各月1件以上)。
履歴事項全部証明書【商業登記簿謄本又は閉鎖謄本】原本	常	△	△	×	×	常勤役員等としての経験年数に法人役員としての経験が含まれる場合。事業協同組合の理事としての経験の場合は、組合の登記簿謄本及び役員の就退任のわかる議事録の写(理事長の奥書証明が必要)。
支配人登記簿謄本又は抄本原本	常	×	△	×	△	個人事業主で個人の支配人を選任する場合。 新規以外は提示。
社会保険加入証明書原本	常・営	△	△	×	×	法人における法人の役員の経験による許可取得の場合(注6)、又は資格要件として実務経験が必要な場合でその経験年数に申請者とは異なる営業体における技術者経験が含まれる場合。
融資可能証明原本 (一般建設業の許可のみ) (許可取得後継続して5年以上営業している場合は不要)	—	△	○	△	△	金融機関が発行する500万円以上の融資可能証明。 金融機関の発行する預金残高証明書は不可。 法人は自己資本が500万円未満の場合のみ。個人は必須。

確認書類	対象	要否				摘要
		新規		新規以外		
		法人	個人	法人	個人	
他の事業の登録証等の写(注7)	—	△	△	△	△	建築設計事務所又は宅地建物取引業を建設業と兼ねる場合。 新規以外は提示。
営業所の写真の写し (カラー印刷したものを所定の台紙に添付)	—	○	○	△	△	外部2枚、内部2枚程度。外部の写真は商号等の看板が、内部の写真は各種事務台帳や机等がそれぞれ写っていること。所定の添付台紙に自己所有又は賃貸借の別を記載すること。
健康保険・厚生年金保険適用確認書原本 (3か月以内のもの)	—	○	△	○	△	建設業国民健康保険等に加入している場合は、当該加入及び事業所証明書も提出。 個人の場合で常時使用する従業員が4人以下である場合等、加入義務がない業者については不要。
雇用保険に係る労働保険概算・確定保険料申告書控えの写	—	△	△	△	△	受付印のある労働基準監督署あての雇用保険に係る概算・確定保険料申告書控え、又は事務組合等の印のある納入通知書。
雇用保険に係る労働保険概算・確定保険料の領収済通知書の写	—	△	△	△	△	前段の雇用保険料に係る領収済通知書等の写又は当該雇用保険料の引き落としが確認できる通帳の写。
常勤性確認書類	常・営	△	△	△	△	【個人】直近決算の確定申告書の写し(注5) (第一表、第二表、受信通知(メール詳細))
						【法人】下記のいずれか ・健康保険証の写し(氏名、生年月日、事業所名のわかる有効期限内のもの) ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写 ・健康保険・厚生年金保険被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し ・(新規に認定する者に限り)社会保険の資格取得届(受付印のあるもの)又はその通知の写し ・(70歳以上の場合)厚生年金保険70歳以上被用者該当届(受付印のあるもの)又はその通知の写し ・住民税特別徴収税額通知書(徴収義務者用)の写し ・(新規に認定する者に限り)特別徴収切替届出(受付印のあるもの)の写し ・年金事務所発行の被保険者記録照会回答票(原本)
法人番号の確認書類	—	○	×	×	×	法人番号指定通知書の写又は国税庁法人番号公表サイトの当該検索画面を印刷したもの。
通勤の確認書類	常・営	△	△	△	△	住民票上の居住地と営業所の所在地とが常識的にみて通勤可能とはいえないほどに離れている場合。(注8)

(注1) 個人の場合は、決算日(12月末)から申告開始日までの期間に申請する場合に限り、前々期のものであっても可。
経営再建中の場合は、詳細を受付窓口に御確認ください。＜平成12年建設業経建発第111号参照＞。

(注2) 取引上対外的に責任のある地位に在った期間とは、当該事業を主として行っており、かつ常時対外的に責任のある立場として経営に携わった期間を指します。したがって、他の事業所で社会保険に加入している期間は、当該事業所の正規職員に準ずる勤務形態となるため、原則として認められません。

- (注3) 常勤役員等について、個人事業主の補佐経験の証明をする場合は、当該事業主の確定申告証控の写の「事業専従者」又は「給料賃金の内訳」の欄に、補佐経験者の氏名が明記されているもの。
- (注4) 工事期間及び工事内容の記載があれば、領収証又は入金状況が確認できる書類を添付した上で、注文書、発注書、工事請書、請求書でも可。
- なお、常勤役員等について、許可を有する建設業者における経験の証明をする場合は、当該法人に係る許可通知書及び許可申請書副本に添付の「経營業務の管理責任者証明書」(旧様式第七号)、「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」(様式第七号)、「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」(様式第七号の二)、決算終了後の変更届出書副本又は経営事項審査申請書副本のいずれかに代替できる場合があります(すべて写を提出。いずれも証明期間を対象とするものであること。)
- また、常勤役員等について、許可を有する建設業者における支店長等の経験の証明をする場合は、当該建設業者に係る許可通知書及び許可申請書類副本に添付の「建設業許可申請書」、「別表(別紙一)」、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧」及び「建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書」、決算終了後の変更届出書副本(支店長等として担当した工事についての説明が必要)で代替できる場合があります(すべて写を提出。いずれも証明期間を対象とするものであること。)
- (注5) 「給与」欄に金額の記載がないことを前提としており、記載がある場合は別途追加資料を求める場合があります
- (注6) 法人における法人の役員以外の経験とは、執行役員経験、支店長等経験、法人役員の補佐経験となります。
- (注7) 宅地建物取引業又は建築設計事務所等を営んでいる場合は、建設業法上の営業所が他法令の事務所等と同一のフロアである場合に限り、常勤役員等又は営業所技術者等に充てようとする者と宅地建物取引士等との兼務可。
- (注8) 以下の書類により、個別具体的に判断します。

1 通勤の場合	自動車通勤の場合にあつては通勤経路図、運転免許証の写、車検証の写等を、自動車以外の交通手段の場合にあつては通勤経路図、交通機関の定期券の写等とします。また、有料道路を利用して通勤する場合は、有料道路等の利用履歴などが確認できる書類も必要です。
2 仮宿の場合	本人を賃借人又は入居者とする建物賃貸借契約書(賃借権の存続期間経過後で契約を法定更新した場合には、別途、賃借料の領収書)の写、本人あての公共料金の領収書の写等とします。

3 技術者の資格表（一般建設業）

「1」・・・法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）
「4」・・・法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
「7」・・・法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7※」・・・法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験3年） 「7○」・・・法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験5年）

コード		資格区分		建設業の種類																															
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
O1		法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
O2		法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士		7				7								7																			
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		7				7								7																			
	13	1級土木施工管理技士※1		7				7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※			7※			7※	7		7※	7			
	1H	1級土木施工管理技士補						7	7※	7	7※			7※	7	7※	7	7			7※	7	7※			7※			7※	7	7※	7	7※		
	14	2級土木施工管理技士	土木※1	7				7○	7	7	7○			7○	7	7○	7	7			7○	7○			7○			7○	7		7○	7			
	1J			種別	土木					7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○			7○	7○		7○	7○		
	15					鋼構造物塗装					7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7	7○			7○			7○	7○		7○	7○	
	1K					鋼構造物塗装					7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○			7○	7○		7○	7○	
	16					薬液注入					7○	7	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○			7○	7○		7○	7○	
	1L					薬液注入					7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○			7○	7○		7○	7○	
	20					1級建築施工管理技士※1			7	7	7	7	7	7			7	7	7				7	7	7	7	7※	7				7	7※	7	7※
	2C	1級建築施工管理技士補								7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	7※				7※	7※	7※	7※	7※	
	21	2級建築施工管理技士	種別	建築※1		7	7○	7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7			
	22			躯体※1		7	7○	7	7○	7○			7	7	7			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7			
	23			仕上げ		7	7	7○	7	7			7	7○			7	7	7	7	7	7	7	7○	7				7	7○	7○	7○	7○		
	2D	2級建築施工管理技士補						7○	7○	7○	7○	7○			7○	7○				7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7○		
	27	1級電気工事施工管理技士										7												7									7		
	2E	1級電気工事施工管理技士補																						7									7		
	28	2級電気工事施工管理技士										7												7○									7○		
	2F	2級電気工事施工管理技士補																						7○									7○		
	29	1級管工事施工管理技士										7			7	7	7	7					7	7			7	7	7	7	7	7	7		
	2G	1級管工事施工管理技士補													7	7	7	7					7	7			7	7	7	7	7	7	7		
	30	2級管工事施工管理技士										7			7○	7○	7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○		
	3A	2級管工事施工管理技士補													7○	7○	7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○		
	31	1級電気通信工事施工管理技士																									7								
	32	2級電気通信工事施工管理技士																									7								
	33	1級造園施工管理技士													7	7	7	7					7	7			7	7	7	7	7	7	7		
	3D	1級造園施工管理技士補													7	7	7	7					7	7			7	7	7	7	7	7	7		
	34	2級造園施工管理技士													7○	7○	7○	7○					7○	7○			7	7○	7○	7○	7○	7○	7○		
	3E	2級造園施工管理技士補													7○	7○	7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
建築士法	37	1級建築士			7	7				7			7	7								7													
	38	2級建築士			7	7				7			7									7													
	39	木造建築士				7																													
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）※2		7					7							7	7										7						7		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）※2		7					7					7		7	7										7						7		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		7					7																										
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）										7													7										
	45	機械・総合技術監理（機械）																							7										
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）												7											7										
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）												7																	7				
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）													7														7		7				
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7					7																										
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																										7							
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7					7																			7							
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）													7																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																														7			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																														7	7		
電気工事士法	55	第1種電気工事士（法定講習受講済みのもの）											7																						
	56	第2種電気工事士【3年】												7																					
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】											7																						
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																									7								
	35	工事担任者（第一級アナログ通信・第一級デジタル通信・総合通信）※4【3年】																									7								
水道法	65	給水装置工事主任技術者【1年】											7																						
消防法	68	甲種 消防設備士（法定講習受講済みのもの）																														7			
	69	乙種 消防設備士（法定講習受講済みのもの）																														7			
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			

技術者の資格表（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																	
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	71	建築大工		7															
	64	型枠施工		7	7														
	72	左官			7														
	57	とび・とび工				7													7
	73	コンクリート圧送施工				7													
	66	ウェルポイント施工				7													
	74	冷凍空調和機器施工 ・ 空調和設備配管							7										
	75	給排水衛生設備配管								7									
	76	配管※6・配管工								7									
	70	建築板金「ダクト板金作業」					7		7						7				
	77	タイル張り・タイル張り工									7								
	78	築炉・築炉工・れんが積み									7								
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7								
	80	石工・石材施工・石積み					7												
	81	鉄工※7・製錬										7							
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工※8											7						
	83	工場板金														7			
	84	板金・建築板金・板金工※9						7								7			
	85	板金・板金工・打出し板金														7			
	86	かわらぶき・スレート施工					7												
	87	ガラス施工														7			
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工															7		
	89	建築塗装・建築塗装工															7		
	90	金属塗装・金属塗装工															7		
	91	噴霧塗装															7		
	67	路面標示施工															7		
	92	畳製作・畳工																7	
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																7	
	94	熱絶縁施工																	7
	95	運具製作・運具工・木工※10・カーテンウォール施工・サッシ施工																	7
	96	造園																7	
	97	防水施工															7		
	98	さく井																	7
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗
			防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解					

技術者の資格表（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																							
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井
61	地すべり防止工事					7																		7	
40	基礎ぐい工事					7																			
62	建築設備士								7	7															
63	計装								7	7															
60	解体工事																								7
36	種目	登録電気工事基幹技能者							7														7		
		登録橋梁基幹技能者※5				7					7														
		登録造園基幹技能者																					7		
		登録コンクリート圧送基幹技能者				7																			
		登録防水基幹技能者																	7						
		登録トンネル基幹技能者※5				7																			
		登録建設塗装基幹技能者																7							
		登録左官基幹技能者				7																			
		登録機械土工基幹技能者				7																			
		登録海上起重基幹技能者※5													7										
		登録PC基幹技能者				7						7													
		登録鉄筋基幹技能者										7													
		登録圧接基幹技能者										7													
		登録型枠基幹技能者			7																				
		登録配管基幹技能者							7																
		登録高・土工基幹技能者				7																			
		登録切断穿孔基幹技能者				7																			
		登録内装仕上工事基幹技能者																		7					
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																						7	
		登録エクステリア基幹技能者				7	7				7														
		登録建築板金基幹技能者						7								7									
		登録外壁仕上基幹技能者※5				7											7	7							
		登録ダクト基幹技能者								7															
		登録保温保冷基幹技能者																			7				
		登録グラウト基幹技能者				7																			
		登録冷凍空調基幹技能者								7															
		登録運動施設基幹技能者				7						7											7		
		登録基礎土工基幹技能者				7																			
		登録タイル張り基幹技能者									7														
		登録標識・路面標示基幹技能者※5				7											7								
		登録消火設備基幹技能者																						7	
		登録建築大工基幹技能者			7																				
		登録硝子工事基幹技能者															7								
		登録土工工事基幹技能者				7																			
		登録ALC工事基幹技能者									7														
		登録解体基幹技能者																							7
		登録圧入工事基幹技能者				7																			
		登録送電線工事基幹技能者							7																
		登録さく井工事基幹技能者																						7	
その他※3	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																							

備考
・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

※1 解体工事業においては、平成27年度までの合格者に対しては、合格後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。
※2 解体工事業においては、当面の間、合格後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。
※3 建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の2号から4号に該当する場合です。
※4 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
※5 講習修了証に建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があることが必要です。
※6 配管・職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにおいては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
※7 鉄工・昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにおいては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
※8 鉄筋施工・昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにおいては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
※9 板金・板金工・屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにおいては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
※10 土木・昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにおいては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）
「8_準」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）
「8_ロ」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督の実務経験）
「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

-43 -

技術者の資格表（特定建設業）

コード		資格区分	建設業の種類																														
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
職業能力開発促進法	71	建築大工			8																												
	64	型枠施工			8		8																										
	6B	型枠施工（附則第4条該当）			8		8																										
	72	左官				8																											
	57	とび・とび工					8																									8	
	73	コンクリート圧送施工					8																										
	66	ウェルポイント施工					8																										
	74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管																															
	75	給排水衛生設備配管																															
	76	配管※6・配管工																															
	70	建築板金「ダクト板金作業」							8								8																
	77	タイル張り・タイル張り工										8																					
	78	築炉・築炉工・れんが積み										8																					
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							8			8																					
	80	石工・石材施工・石積み							8																								
	81	鉄工※7・製錬																															
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工※8											8																				
	83	工場板金																8															
	84	板金・建築板金・板金工※9							8									8															
	85	板金・板金工・打出し板金																	8														
	86	かわらぶき・スレート施工							8																								
	87	ガラス施工																	8														
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																		8													
	89	建築塗装・建築塗装工																		8													
	90	金属塗装・金属塗装工																		8													
	91	噴霧塗装																		8													
	67	路面標示施工																		8													
	92	畳製作・畳工																				8											
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				8											
	94	熱絶縁施工																					8										
	95	建具製作・建具工・木工※10・カーテンウォール施工・サッシ施工																						8					8				
	96	造園																															
	97	防水施工																			8												
	98	さく井																									8						
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

技術者の資格表（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
36	種 目	61	地すべり防止工事				8																			8						
		40	基礎ぐい工事				8																									
		62	建築設備士																													
		63	計装																													
		60	解体工事																												8	
			登録電気工事基幹技能者																						8							
			登録橋梁基幹技能者※5				8																									
			登録造園基幹技能者																													
			登録コンクリート圧送基幹技能者				8																									
			登録防水基幹技能者																		8											
			登録トンネル基幹技能者※5				8																									
			登録建設塗装基幹技能者																		8											
			登録左官基幹技能者				8																									
			登録機械土工基幹技能者				8																									
			登録海上起重基幹技能者※5													8																
			登録PC基幹技能者				8							8																		
			登録鉄筋基幹技能者											8		8																
			登録圧接基幹技能者											8		8																
			登録型枠基幹技能者			8																										
			登録配管基幹技能者																													
			登録高・土工基幹技能者				8																									
			登録切断穿孔基幹技能者				8																									
			登録内装仕上工事基幹技能者																			8										
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8				
			登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																			
			登録建築板金基幹技能者							8								8														
			登録外壁仕上基幹技能者※5				8													8	8											
			登録ダクト基幹技能者																													
			登録保温保冷基幹技能者																					8								
			登録グラウト基幹技能者				8																									
			登録冷凍空調基幹技能者																													
			登録運動施設基幹技能者				8																									
			登録基礎土工基幹技能者				8																									
			登録タイル張り基幹技能者										8																			
			登録標識・路面標示基幹技能者※5				8														8											
			登録消火設備基幹技能者																											8		
	登録建築大工基幹技能者			8																												
	登録硝子工事基幹技能者																8															
	登録土工工事基幹技能者					8																										
	登録ALC工事基幹技能者										8																					
	登録解体基幹技能者																													8		
	登録圧入土工基幹技能者				8																											
	登録送電線工事基幹技能者																															
	登録さく井工事基幹技能者																								8							
その他※3	99	その他（上記に該当するものを除く）			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- ※1 解体工事業においては、平成27年度までの合格者に対しては、合格後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。
- ※2 解体工事業においては、当面の間、合格後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。
- ※3 建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の2号から4号に該当する場合です。
- ※4 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
- ※5 講習修了証に建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があることが必要です。
- ※6 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- ※7 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- ※8 鉄筋施工、昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- ※9 板金：板金工、屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- ※10 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

4 指定学科表

建設業法第7条第2号イ該当者

許可を受けようとする 建設業	学 科
土 木 工 事 業 舗 装 工 事 業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は 交通工学に関する学科
建 築 工 事 業 大 工 工 事 業 ガ ラ ス 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建築学又は都市工学に関する学科
左 官 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 石 工 事 業 屋 根 工 事 業 タ イ ル ・ れ ん が ・ ブ ロ ッ ク 工 事 業 塗 装 工 事 業 解 体 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
電 気 工 事 業 電 気 通 信 工 事 業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業 清 掃 施 設 工 事 業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼 構 造 物 工 事 業 鉄 筋 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
し ゆ ん せ つ 工 事 業	土木工学又は機械工学に関する学科
板 金 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科
防 水 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
機 械 器 具 設 置 工 事 消 防 施 設 工 事 業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱 絶 縁 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造 園 工 事 業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さ く 井 工 事 業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建 具 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科

5 技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

5 大臣・知事コード番号表

国土交通大臣	00
--------	----

山 梨 県 知 事	19
-----------	----

6 山梨県市町村コード番号表

市	コード
甲 府 市	19201
富 士 吉 田 市	19202
都 留 市	19204
山 梨 市	19205
大 月 市	19206
韮 崎 市	19207
南アルプス市	19208
北 杜 市	19209
甲 斐 市	19210
笛 吹 市	19211
上 野 原 市	19212
甲 州 市	19213
中 央 市	19214
西八代郡	コード
市川三郷町	19346

南巨摩郡	コード
早 川 町	19364
身 延 町	19365
南 部 町	19366
富 士 川 町	19368
中巨摩郡	コード
昭 和 町	19384
南都留郡	コード
道 志 村	19422
西 桂 町	19423
忍 野 村	19424
山 中 湖 村	19425
鳴 沢 村	19429
富士河口湖町	19430
北都留郡	コード
小 菅 村	19442
丹 波 山 村	19443

7 建設業の業種・略号等一覧表

番号	略号	建設工事の種類	建設業の種類
01	土	土木一式工事	土木工事業
02	建	建築一式工事	建築工事業
03	大	大工工事	大工工事業
04	左	左官工事	左官工事業
05	と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
06	石	石工事	石工事業
07	屋	屋根工事	屋根工事業
08	電	電気工事	電気工事業
09	管	管工事	管工事業
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
12	筋	鉄筋工事	鉄筋工事業
13	舗	舗装工事	舗装工事業
14	しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
15	板	板金工事	板金工事業
16	ガ	ガラス工事	ガラス工事業
17	塗	塗装工事	塗装工事業
18	防	防水工事	防水工事業
19	内	内装仕上工事	内装仕上工事業
20	機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
21	絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
22	通	電気通信工事	電気通信工事業
23	園	造園工事	造園工事業
24	井	さく井工事	さく井工事業
25	具	建具工事	建具工事業
26	水	水道施設工事	水道施設工事業
27	消	消防施設工事	消防施設工事業
28	清	清掃施設工事	清掃施設工事業
29	解	解体工事	解体工事業

8 国家資格の試験実施機関一覧表

資 格 名	実 施 機 関（ 問 合 せ 先 ）	所管省庁
建設機械施工技士 (1級・2級)	(一社)日本建設機械施工協会(試験部)	国土交通省
	東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館(〒105-0011)	
	TEL:03-3433-6141 URL http://jcmanet.or.jp	
土木施工管理技士 (1級・2級)	(一財)全国建設研修センター(試験業務局)	国土交通省
	東京都小平市喜平町 2-1-2 (〒187-8540)	
	TEL: 042-300-6860 URL http://www.jctc.jp	
建築施工管理技士 (1級・2級)	(一財)建設業振興基金(試験研修本部)	国土交通省
	東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館 6 階 (〒105-0001)	
	TEL:03-5473-1581 URL http://www.kensetsu-kikin.or.jp	
電気工事施工管理 技士(1級・2級)	同 上	国土交通省
管工事施工管理技 士 (1級・2級)	(一財)全国建設研修センター(試験業務局)	国土交通省
	東京都小平市喜平町 2-1-2(〒187-8540)	
	TEL:042-300-6855 URL http://www.jctc.jp	
造園施工管理技士 (1級・2級)	同 上 (TEL:042-300-6866)	国土交通省
建築士 (1級・2級・木造)	(公財)建築技術教育普及センター 【1級】	国土交通省
	東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル (〒102-0094)	
	TEL:03-6261-3310 URL http://www.jaeic.or.jp	
	(一社)山梨県建築士会 【2級・木造】	
	山梨県甲府市丸の内 1-14-19 山梨県建設業協同組合会館 1 階 (〒400-0031)	
技術士	(公社)日本技術士会 技術士試験センター	文部科学省
	東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 4 階 (〒105-0011)	
	TEL:03-6432-4585 URL http://www.engineer.or.jp	
電気工事士 (1種・2種)	(一財)電気技術者試験センター	経済産業省
	東京都中央区八丁堀 2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 (〒104-8584)	
	TEL:03-3552-7691 URL http://www.shiken.or.jp/	
電気主任技術者 (1種～3種)	同 上	経済産業省
消防設備士 (甲種・乙種)	(一財)消防試験研究センター 山梨県支部	消 防 庁
	山梨県甲府市塩部 2-2-15 湯村自動車学校内(〒400-0026)	
	TEL:055-253-0099 URL http://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/18yamanashi/index.html	
技能士 (1級・2級)	山梨県職業能力開発協会	厚生労働省
	山梨県甲府市大津町 2130-2(〒400-0055)	
	TEL:055-243-4916 URL http://www.yavada.jp/	

第4章 許可取得後の留意事項等

1 標識の掲示等

1 標識の掲示

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請負ったものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、次の標識を必ず掲げなければなりません(法第40条)。許可を受けている業者、安全施工、災害防止等の責任主体について、書面やデジタルサイネージ(電子看板)等によって、常時対外的に明らかにしなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 山梨県知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 山梨県知事 許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

35 cm 以上

40cm 以上

(2) 建設工事の現場に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名 (監理)	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 山梨県知事 許可()第 号	
許可年月日			

25 cm 以上

35cm 以上

【工事現場に掲げる標識の記載要領】

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合にあっては「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄には、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣・山梨県知事」については、不要のものを二重線で消すこと。

2 帳簿等の備付け

建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならないこととされています(法第40条の3、規則第26条)。

(1) 帳簿の記載事項

- ① 営業所の代表者の氏名及び就任年月日
- ② 請負契約に関する事項
 - (イ) 建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (ロ) 請負契約締結年月日、注文者の商号、名称又は氏名及び住所並びに許可番号(注文者が建設業の許可を受けている者である場合)
 - (ハ) 建設工事の完成検査の完了した年月日及び引渡しをした年月日
- ③ 住宅を新築する請負契約に関する事項
 - (イ) 当該住宅の床面積
 - (ロ) (共同請負の場合の)瑕疵担保負担割合
 - (ハ) (保険加入している場合の)保険法人の名称
- ④ 下請負契約に関する事項(元請のみ)
 - (イ) 下請させた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (ロ) 下請契約締結年月日、下請負人の商号又は名称及び住所並びに許可番号(下請負人が建設業の許可を受けている者である場合)
 - (ハ) 建設工事の完成検査の完了した年月日及び引渡しを受けた年月日
 - (ニ) (ロ)の下請契約が法第24条の5第1項に規定する下請契約であるときは、次に掲げる事項
 - (a) 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
 - (b) 下請代金の支払いにつき手形を交付したときは、その手形の金額、交付日及び手形の満期
 - (c) 下請代金の一部を支払ったときは、その後の残額
 - (d) 遅延利息を支払った場合は、その遅延利息の額及び遅延利息の支払日

(2) 添付書類

- ① 対象建設工事の契約書(変更契約書を含む)若しくはその写し又は電磁的記録(※契約書の内容が(1)の②及び③の(イ)・(ロ)を網羅するものであれば、(1)の②及び③の帳簿への記載は当該事項を記載すべき箇所と当該契約書の記載箇所等を明らかにすれば省略できる。)
- ② (1)の④の(二)に該当する場合は、当該支払の領収書又はその写し
- ③ 請け負った建設工事が、施行体制台帳を作成しなければならないもの(78頁参照)であるときは、当該施行体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分
 - (イ) 監理技術者(監理技術者補佐を置くときはその者)の氏名・資格、専門技術者の氏名・資格・担当工事内容
 - (ロ) 下請負人の名称、許可番号(下請負人が建設業の許可を受けている者である場合)
 - (ハ) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
 - (ニ) 下請負人が置いた主任技術者の氏名・資格、専門技術者の氏名・資格・担当工事内容

(3) 営業に関する図書

- ① 完成図
- ② 発注者との打合せ記録
- ③ 施工体系図(特定建設業者であって作成義務のある場合)

(4) 帳簿の記載方法

建設工事ごとに記載し、変更があった場合にも遅滞なく記載してください。

(5) 帳簿の保存期間

請け負った建設工事の目的物の引き渡しの日から5年間です(引き渡し後も債権債務がある場合は、債権債務が消滅した日から5年間)。

ただし、住宅を新築する建設工事の場合は10年間の保存が必要です。

(6) 営業に関する図書の保存期間

請け負った建設工事の目的物の引き渡しの日から10年間です。

2 許可を受けたあとの届出

1 変更等の届出事項と提出書類

次表の「変更事項」の欄に記載された事項について変更が生じた場合、「① 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表」(36頁)の提出書類とともに、同表「確認書類」の欄に記載の書類(各一部)を提出又は提示してください。各確認書類の具体的な扱いについては、「確認書類一覧表」(37頁)に記載のとおりです。

項 目	詳 細
提 出 期 限	○No.1～11の変更事項: 事実発生日の翌日から30日以内 ○No.12～15の変更事項: 事実発生日の翌日から2週間以内
確認書類の要否	{○}は必須、{△}は届出者により必要

No	変更事項	確 認 書 類
1	商号・名称	・なし
2	営業所の所在地等(郵便番号・所在地・電話番号)	・営業所の写真の写し(カラー印刷したものを所定の台紙に添付)) {○}
3	営業所の新設	・営業所の写真の写し(カラー印刷したものを所定の台紙に添付)) {○} 別途、提出又は提示を要する書類 ・本表 No. 13 及び No. 14 に係る書類。
4	営業所の廃止	・なし 別途、提出又は提示を要する書類 ・本表 No. 13 に係る書類。
5	営業所の業種追加	・なし 別途、提出又は提示を要する書類 ・本表 No. 13 に係る書類。
6	営業所の業種廃止	・なし 別途、提出又は提示を要する書類 ・本表 No. 13 に係る書類。
7	資本金額(又は出資総額)	・なし
8	新任	・住民票原本(本籍記載、マイナンバー不記載のもの)
	退任	・なし
	法人の役員等 代表者(申請人)の交替	・なし(代表者が新任の役員の場合は、さらに上記「新任」の書類が必要。)

No	変更事項		確 認 書 類
		役員等氏名(改姓・改名)	・住民票原本(本籍記載、マイナンバー不記載のもの)
9	法人の株主等	新任・退任・株主等氏名(改姓・改名)	・なし
10	個人事業主又は支配人の氏名(改姓・改名)		・住民票原本(本籍記載、マイナンバー不記載のもの)
11	個人の支配	新任	・住民票原本(本籍記載、マイナンバー不記載のもの) ・支配人登記簿謄本又は抄本原本 ・「確認書類一覧表」における、対象を専任技術者とする書類。
		退任	・なし
12	常勤役員等又は常勤役員等及び補佐者の変更		・「確認書類一覧表」における、対象を常勤役員等とする書類。
13	営業所技術者等の変更		・追加及び変更の場合は、「確認書類一覧表」における、対象を営業所技術者等とする書類。 ※許可業種を担当する技術者が途切れることなく在籍していることが必要。 ※営業所技術者等を交替する場合は、追加と削除の届出がそれぞれ必要。 ※交替を伴わない営業所技術者等の削除については、届出書(様式第二十二号の三)を提出。
14	建設業法施行令第3条に規定する使用人		・住民票原本(本籍記載、マイナンバー不記載のもの) ・「確認書類一覧表」における、対象を常勤役員等とする書類。
15	健康保険等の加入状況 (加入の有無の変更)		【適用除外から加入になった場合】 (1)健康保険・厚生年金保険の場合 ・健康保険・厚生年金保険適用確認書原本 (2)雇用保険の場合 ・雇用保険に係る労働保険概算・確定保険料申告書控えの写し ・雇用保険に係る労働保険概算・確定保険料の領収済通知書の写 【加入から適用除外になった場合】 ・なし

2 組織変更等に伴う手続

組織変更等に伴う手続には、会社法で認められている法人間での組織変更については、商号・名称の変更に伴う変更届とし、個人事業主が法人化する場合、またその逆については新規の許可申請となります。

(注) 法人成りに伴う許可番号の承継については、32頁を参照。

3 決算終了後の変更届

建設業の許可を取得した場合は、毎年、営業年度が終了した後に、その期の決算に基づいた変更届出書を提出する必要があります(法第11条第2項)。「① 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表」(36頁)の提出書類とともに、次表「確認書類」の欄に記載の書類(各一部)を提出又は提示してください。各確認書類の具体的な扱いについては、「確認書類一覧表」(37頁)に記載のとおりです。

項 目	詳 細
確認書類	・対象営業年度に係る確定申告書控 ・兼業費用等整理表(財務諸表の数字の根拠が不明瞭な場合のみ) ・健康保険・厚生年金保険適用確認書原本(加入人数の変更の場合のみ)
提出期限	営業年度終了後の4ヶ月後の月末まで(例:12月31日決算(12月決算)の場合は、翌年の4月30日までに提出すること。)
留意事項	○経営事項審査を受ける場合には、「① 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表」(36頁)の提出書類については、消費税及び地方消費税抜きの会計処理に基づき記載してください(免税業者等の場合は税込み可)。<u>消費税及び地方消費税が含まれた金額の場合、消費税等免税業者を除き経営事項審査を受けることができません</u>ので御注意ください。 ○この書類の提出を怠ると、許可基準の1つである財産的基礎要件が確認できないことから、許可を更新できなくなるので御注意ください。

(注) 建設業許可取得前の営業年度終了に係る決算変更届の提出は不要ですが、経営事項審査の受審等、必要があると認められる場合においては受理します。

4 廃業届について

建設業者が次の「廃業等の届出事項」に該当することとなった場合は、「届出をすべき者」はその旨を届け出なければなりません(法第12条)。

項 目	詳 細
届 出 様 式	「廃業届」(様式第二十二号の四)
提出部数	許可申請書類の提出部数に準じます(28頁参照)。
提出期限	事実発生から <u>30日以内</u>
届 出 人	下表参照

	廃業等の届出事項	届出をすべき者
1	許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	その相続人
2	法人が合併により消滅したとき	その法人の役員であった者
3	法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その法人の破産管財人
4	法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	その法人の清算人
5	許可を受けた建設業を廃業したとき(一部の業種の廃業も含む。)(注)	当該許可に係る建設業者であった個人、又は当該許可に係る建設業者であった法人の役員

(注) 営業所技術者等の交替等により許可の基準を満たさなくなった場合も、表中5に該当するので、「廃業届」を提出してください。

3 その他の留意事項

1 建設工事を受注するときの留意事項

(1) 書面による契約

請負契約は、民法上いわゆる諾成契約とされていますので、口頭の約束でも有効に成立しますが、それでは契約内容が不明確、不正確で、後日の紛争の原因となります。

そこで、建設業法では、建設工事の請負契約の締結に際しては、次の①から⑯までの事項を書面に記載して、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないとし、権利義務関係を明確にしなければならないとしています(法第19条第1項)(注1)。

なお、請負契約の内容で、①から⑯までの事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません(同条第2項)。

【契約書への記載事項】

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着工の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の前金払又は出来高払の定めをするときは、その支払時期と方法
- ⑥ 設計変更、工事着手の延期又は工期の変更、請負代金の変更、損害の負担及びこれらの算定方法に関する定め
- ⑦ 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が資材を提供し、又は建設機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 工事完成検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払時期及び方法
- ⑬ 工事目的物の瑕疵担保責任又はその責任の履行に関して講ずべき措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 履行の遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法
- ⑯ その他国土交通省令で定める事項

(2) 契約の内容

建設工事の請負契約は、対等公正の原則(法第18条)に基づいて当事者の合意で決められるべきものとされていますが、実際には、発注者と受注者の力関係により必ずしも原則どおりにはいかないことがあります。

そこで、具体的に契約の内容としてはどのようにすべきかについて、中央建設業審議会では、**公共工事標準請負契約約款**、**民間工事標準請負契約約款**を定めて、官公庁、建設業団体などに勧告(法第3

4条第2項)していますので、できる限りこれに従って対等公正な契約内容としてください。

(3) 注文者の義務

(ア) 不当に低い請負代金の禁止

建設業法では、請負人が低価格の請負契約を強いられることを排除し、適正な施工が確保できるようにする観点から、注文者がその取引上の地位を不当に利用(注2)し、その工事に通常必要と認められる原価(注3)に満たない額で請け負わせてはいけないこととされています(法第19条の3)。

(イ) 不当な使用資材などの購入強制の禁止

注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材、機械器具又はこれらの購入先を指定したり、これらを請負人に購入させて、その利益を害したりする(注4)ことも、建設業法では禁止されています(法第19条の4)。

(ウ) 著しく短い工期の禁止

注文者は、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することを禁止されています(法第19条の5)。

(エ) 見積期間の設定

適正な請負価格を設定することにより建設工事の合理的かつ適正な施工を確保するためには、あらかじめ契約内容となるべき重要事項を建設業者に示し、適切な見積期間を設けて見積もりの見落とし等の問題が発生しないよう検討する期間が必要となります。

そこで、建設業法では、建設工事の注文者は、請負契約の内容について、できるだけ具体的に提示し、かつ、一定の見積期間を設けなければならないとしています(法第20条第4項、令第6条)。

(オ) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

注文者は、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び必要な情報を提供しなければならないとしています(法第20条の2)。

(4) 受注者の義務

(ア) 見積書の作成と提示

適切な見積もりは、適正な請負価格を設定することにより建設工事の合理的かつ適正な施工を確保する上で不可欠です。

そこで、建設業法では、建設業者は、建設工事の請負契約を締結する際には、工事内容に応じ、工事の種類ごとの材料費、労務費その他経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積もりを行うよう努めなければならないと定められています(法第20条第1項)。

また、注文者から請求があったときには、契約成立前に見積書を交付しなければならないこととされています(同条第2項)。

(イ) 前払金の際の保証

建設工事では、着工に際して相当の資金を必要とすることなどから、前払金をすることがありますが、そのとき注文者から保証人の請求があれば、受注者は500万円未満の軽微な工事を除き、金銭保証人又は工事完成保証人を立てたり、前払金保証会社による前払金の保証(公共事業の場合)を受けたりしなければならないこととされています(法第21条)。

(ウ) 現場代理人の選任などの通知

受注者は、工事現場に現場代理人を置くときは、その現場代理人の権限、注文者がその現場代理人の行為について受注者に意見を申し出る方法を、注文者に書面で通知しなければなりません(法第19条の2第1項。なお、電子的手段による通知については、同条第3項)。

(エ) 一括下請負の禁止

建設工事の発注者が、受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者の信頼を裏切ることになります。

また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任に不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

このような観点から、建設業法では、建設業者は、その請け負った建設工事を、一括して他人に請け負わせてはならないとしています(法第22条第1項)。

なお、当該建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括下請負も例外的に許容されますが(同条第3項)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という)に規定する公共工事の場合、一括下請負は全面的に禁止されているので御注意ください(同法第12条)。

(5) 経営事項審査

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査(経営事項審査)を受けることが義務づけられています(法第27条の23)。このため、県・市町村等に入札を希望する建設業者は、経営事項審査の受審が必要となります。

(注1) **解体工事の特則** 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第9条第1項に規定する対象工事の場合(建築物の解体:床面積の合計80㎡以上、建築物の新築・増築:床面積の合計500㎡以上、建築物の修繕・模様替:請負代金の額1億円以上、建築物以外のものの解体・新築等:請負代金の額500万円以上)は上記①～⑭の他に、⑮分別解体等の方法、⑯解体工事に要する費用、⑰再資源化等をする施設の名称及び所在地、⑱再資源化等に要する費用を契約書に記載しなければなりません(同法第13条第1項、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条)。

(注2) **「自己の取引上の地位を不当に利用して」の意義** 「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、例えば工事を多量かつ継続的に注文しているといった優越的な注文者が、受注者の指名権などを背景に不当に安値受注を強いるようなことをいいます。

(注3) **「通常必要とされる原価」の内容** 「通常必要とされる原価」には、直接工事費、間接工事費(現場管理費など)、一般管理費の合計です。利潤相当額は含まれません。

(注4) **「利益を害する」の意義** 「利益を害する」とは、例えば、資材の指定により、受注者が予定した資材よりも高いものを買わせたり、既に済ませた購入契約を破棄しなければならなくなったりするなど、金銭面、信用面での損害を与えることをいいます。

2 建設工事を施工するときの留意事項

(1) 施工体制台帳及び施工体系図の作成(法第 24 条の 8)

① 入札契約適正化法の適用対象となる公共工事(以下「公共工事」という。)については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した時に、全ての建設業者は、その金額に関わらず、下請負人の商号又は名称、その下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した**施工体制台帳**を作成し、工事現場ごとに備え置かなければなりません。また、施工体制台帳の写しを、発注者に必ず提出しなければなりません。

また、民間工事(公共工事以外の建設工事をいう。)を直接請け負った特定建設業者は、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上になる場合は、**施工体制台帳**を作成し、工事現場ごとに備え置かなければなりません。

さらに、上記の建設業者及び特定建設業者は、建設工事を請け負わせた下請に対して**再下請通知**(注 1)をしなければならない旨を通知し、かつ、工事現場の見やすいところに、元請である特定建設業者の名称と再下請通知書の提出先を掲示しなければなりません。

② ①の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、①の建設業者又は①の特定建設業者に対して、その者の商号又は名称、その請け負った建設工事の内容及び工期等を通知しなければなりません。

③ ①の特定建設業者は、発注者から請求があったときは、備え置かれた**施工体制台帳**を、その発注者の閲覧に供しなければなりません。

④ ①の特定建設業者は、建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した**施工体系図**を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。

(2) 工事現場への技術者の配置

(ア) 主任技術者

建設工事の適正な施工を確保する観点から、建設業者は、請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事の施工の技術上の管理をつかさどる**主任技術者**(注 2)を配置することとされています(法第26条第1項)。このため、建設業者は、許可区分の特定、一般を問わず、また、元請、下請を問わず、さらに請負代金の額にかかわらず、全ての工事現場に主任技術者を置かなければなりません。

なお、令和2年10月1日より、施工技術が画一的等として、下請代金の合計額が4,500万円未満の特定専門工事(鉄筋工事及び型枠工事)については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができるとされました。

(イ) 監理技術者

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上になる場合においては、主任技術者に代えて**監理技術者**(注 3)を配置することとされています(法第26条第2項)(注 4)。

なお、令和2年10月1日より、監理技術者を補佐する者(1級技士補等)を専任で置く場合には、監理技術者は2つの現場まで兼任できることとされました。

(ウ) 主任技術者、監理技術者の現場専任制度

公共性のある工作物に関する工事(個人住宅を除くほとんどの工事がこれに該当します。)で請負代金の額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事を施工しようとする場合、工事現場に配置しなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、**専任(注5)の者**でなければならないとされています(法第26条第3項)。

(エ) 監理技術者資格者証

上記の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、**監理技術者資格者証**の交付を受け、監理技術者資格講習を受講した者でなければならないとされています(法第26条第5項)。

発注者から請求があれば、その監理技術者資格者証を提示しなければなりません(同条第6項)。

なお、法第26条第5項、第6項の規定は、一般建設業の許可を受けている者に対しては適用されません。

		指定建設業 (土、建、電、管、鋼、舗、園の7業種)		その他 (指定建設業以外の22業種)	
		特 定	一 般	特 定	一 般
建設業許可	営業所ごとに置く技術者の 格要件	国家資格者(一級) 大臣特認者	国家資格者 (一級・二級) 学卒+実務経験者 実務経験者	国家資格者(一級) 指導監督的実務経験者	国家資格者 (一級・二級) 学卒+実務経験者 実務経験者
	元請工事における下請金額 合計	5,000万円以上(注6)	5,000万円未満	5,000万円以上	5,000万円未満
工事現場の技術者	工事現場に置くべき 技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の格要件	国家資格者(一級) 大臣特認者	国家資格者 (一級・二級) 学卒+実務経験者 実務経験者	国家資格者(一級) 指導監督的実務経験者	国家資格者 (一級・二級) 学卒+実務経験者 実務経験者
	技術者の現場 専任	請負金額 4,500万円以上(注7)			
	監理技術者資格者証の 必要性	現場専任の場合必要	必要なし	現場専任の場合必要	必要なし

(参考)建設業法における技術者配置一覧表

(注1) 再下請通知 施工体制台帳が作成される工事を請けた下請業者が、さらにその工事を孫請業者に再下請したときは、その再下請工事の内容、工期などを、もともとの受注者である特定建設業者に通知しなければなりません。また、孫請業者に対しては、元請である特定建設業者の名称、再下請負通知をしなければならない旨及び再下請負通知の提出先を通知しなければなりません(法第24条の8第2項)。

(注2) 主任技術者に必要な資格・経験 主任技術者に必要な資格・経験は、一般建設業の許可のため営業所に置かなければならない技術者と同じです(21頁参照)。

(注3) 監理技術者に必要な資格・経験 監理技術者に必要な資格・経験は、特定建設業の許可のため営業所に置かなければならない技術者と同じです。なお、その特定建設業が指定建設業である場合における配置技術者についても、許可

要件と同様の制約があります(21頁参照)。

(注 4) **主任技術者及び監理技術者の職務** 主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることです。すなわち、建設工事の施工に当たり、設計図書に基づき施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行い、また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理等を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことです。なお、監理技術者については、建設工事の施工に当たり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導・監督するという総合的な機能を果たすことが求められるという性質上、工事の施工に関する総合的な企画・指導等の職務がとりわけ重視されています。

(注 5) **「専任」の意義** 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならないこととなります。

(注 6) 建築一式工事の場合は8,000万円以上となります。

(注 7) 建築一式工事の場合は9,000万円以上となります。

3 建設業の許可申請書の閲覧

何人も建設業者が建設業法に基づいて提出した書類について閲覧することができます(法第13条)。

(1) 閲覧日時

【曜 日】 火曜日～金曜日

【時 間】 午前9時30分～12時00分まで
午後1時00分～ 4時30分まで

※ 年末年始、年度末年度始は書類整理等のため閲覧できない日がありますので、事前に山梨県庁のホームページか電話等で御確認ください。

※ 平成27年4月1日から、許可申請書等の一部について、個人情報が含まれることから閲覧対象外となりました。

※ 平成27年4月1日から、国土交通大臣許可業者の許可申請書等について、閲覧対象外となりました。

(2) 閲覧場所

山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室(北別館3階)

電話:055-223-1843

(3) 閲覧にあたっての注意事項

許可番号はあらかじめ調査の上、申請してください。混雑時には閲覧件数を制限する場合があります。

閲覧書類の撮影や複写等はできませんが、メモを取ることはできます。

4 建設業許可と浄化槽工事

浄化槽工事業(1件500万円未満の工事に限る。)を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません(浄化槽法第21条第1項)。

ただし、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている者で、浄化槽工事業を営もうとするものについては、営業所ごとに浄化槽設備士を設置した上、浄化槽工事を施工しようとする都道府県知事ごとにそれぞれ特例浄化槽工事業者届出書を提出しなければなりません(同法第33条第3項)。

建設業許可業種		登録・届出	浄化槽工事請負金額
建設業許可あり	土木、建築、管	特例浄化槽工事業の届出	500万円未満
	上記以外の業種	浄化槽工事業登録	
建設業許可なし			

浄化槽法に基づく届出及び登録の受付窓口及び受付・相談日は、建設業許可申請と同様です(28頁参照)。なお、電子申請については、やまなしくらしねっと(https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_initDisplay.action)で受付けています。申請書類については、次の販売所で購入するか、山梨県庁のホームページからダウンロードしてください。

【申請書取扱先】

(一社)山梨県管工事協会
甲府市下石田二丁目30番25号
電話:055-227-2811

【山梨県庁のホームページ】

(浄化槽工事業・特例浄化槽工事業に関すること)
<https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/jyoukasou.html>

5 建設業許可と解体工事

解体工事業(1件500万円未満の工事に限る)を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項)。

ただし、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者が解体工事業を営む場合には、解体工事業者の登録は不要となります。

この場合であっても、1件500万円以上の解体工事については、許可を受けている各工事業に属する工事しか請け負うことができません(例えば、土木工事業の許可を受けている業者が、建築一式工事とみることができる1件の請負代金の額が500万円以上の建築物の解体工事を請け負うことはできません。)

なお、解体工事業者の登録の受付窓口、受付・相談日は、建設業許可申請と同様です(28頁参照)。なお、電子申請については、やまなしくらしねっと(https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_initDisplay.action)で受付けています。申請書類については、次の販売所で購入するか、山梨県庁のホームページからダウンロードしてください。

【申請書取扱先】

(一社)山梨県建設業協会
甲府市丸の内一丁目13番7号 建設会館内
電話:055-235-4421

【山梨県庁のホームページ】

(解体工事業に関すること)
<https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/kaitai.html>

※ 建設業許可に係る業種区分の見直しと解体工事

「建設業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 55 号)」が、平成26年6月4日に公布されたことに伴い、平成28年6月1日に、現行の建設業法では「とび・土工工事業」に含まれる「工作物の解体」が独立し、許可に係る業種区分に「解体工事業」が追加されました。

このため、解体工事業を営む者については、平成28年6月1日から、とび・土工工事業ではなく、解体工事業の許可が必要となります。

6 建設業許可と電気工事

建設業の許可を受けて電気工事業を営もうとする者は、電気工事業法に基づく届出が必要になります。

詳しくは次の問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

山梨県防災局 消防保安課 保安管理担当
山梨県庁 防災新館4階
電話:055-223-1434(直通)

7 住宅瑕疵担保履行法について

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成21年10月1日から施行されました。

新築住宅の請負人(建設業者)は、瑕疵担保責任の履行のため、資力確保措置(保険への加入又は保証金の供託)が義務付けられます。

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者は、資力確保措置(保険への加入又は保証金の供託)の状況について、基準日(毎年3月31日(令和3年から、9月30日の基準日は廃止となり、年1回となりました。))ごとに許可行政庁に報告することが義務付けられています。資力確保措置や届出を怠った場合には、新たな新築住宅の請負契約ができなくなります。

詳しくは、下記ホームページにて御確認ください。

住宅瑕疵担保履行法に関するホームページ

○山梨県庁(住宅瑕疵担保履行法について)
<https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/kashitanpo.html>
○国土交通省「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」コーナー
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>